

令和 7 年第 2 回府中町議会定例会

会 議 録（第 3 号）

1. 開 会 年 月 日 令和 7 年 6 月 2 0 日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和 7 年 6 月 2 4 日（火）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（18 名）

議長	力 山	彰 君	副議長	齋 藤	昇 君
2 番	橋 井	肇 君	3 番	安 部	智恵美 君
4 番	森 本	将 文 君	5 番	松 本	真 明 君
6 番	梶 川	三樹夫 君	7 番	木 田	圭 司 君
8 番	三 宅	健 治 君	9 番	川 上	翔一郎 君
10 番	西 山	優 君	11 番	坂 田	栄 一 君
12 番	山 口	晃 司 君	14 番	宮 本	彰 君
15 番	田 中	伸 武 君	16 番	二 見	伸 吾 君
17 番	狩 野	雄 二 君	18 番	金 澤	映理子 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（0 名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
- 3 議員提出第 2 号議案 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 4 議員提出第 3 号議案 刑事訴訟法の再審手続規定（再審法）の改正を求める意見書

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	寺 尾 光 司 君
副 町	長	桑 原 強 君

教 育 長	新 田 憲 章 君
総 務 企 画 部 長	谷 口 充 寿 君
財 務 部 長	増 田 康 洋 君
福 祉 保 健 部 長	中 本 孝 弘 君
町 民 生 活 部 長	胡 子 幸 穂 君
建 設 部 長	磯 亀 智 君
建設部区画整理担当部長	井 上 貴 文 君
消 防 長	新 宅 和 彦 君
教 育 部 長	屋 敷 学 君
危 機 管 理 監	佐 藤 伸 樹 君
福祉保健部次長兼福祉課長	箱 田 進 一 君
町民生活部次長兼自治振興課長	倉 崎 誠一郎 君
建設部次長兼維持管理課長	谷 口 洋 二 君
消防次長兼消防総務課長	橋 本 臣 彦 君
総 務 課 長	梶 山 睦 生 君
高 齢 介 護 課 長	松 林 亮 君
住 民 課 長	塩 月 久美子 君
環 境 課 長	相 原 一 夫 君
都 市 整 備 課 長	高 橋 幹 君
警 防 課 長	瀬 戸 剛 君
予 防 課 長	池 本 琢 己 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

８．職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長	長 西 弘 子 君
-------------	-----------

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

９．議事の内容

(開議 午前 ９時３０分)

○議長（力山 彰君） 皆さん、改めておはようございます。

ただいまの出席議員は１８名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和７年第２回府中町議会定例会、第３日目の会議を開きます。

議事日程第3号を御覧ください。

本日の議事日程でございますが、御覧の日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、9番川上議員、10番西山議員を指名いたします。よろしくお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第2、一般質問を議題に供します。

昨日に引き続き、厚生関係の質問を行います。

厚生関係、第3項、町民の防犯対策について、7番、木田議員の質問を行います。

7番、木田議員。

○7番(木田圭司君) 皆さんおはようございます。7番、木田です。通告に基づき、質問をいたします。

質問事項は、町民の防犯対策について。

質問の趣旨。近年、全国的に犯罪情勢が変化しており、凶悪犯罪や特殊詐欺の増加が懸念されています。特に、詐欺や窃盗犯罪の悪質化が目立ち、SNSを悪用した「闇バイト」による強盗事件や、サイバー犯罪の巧妙化が社会問題となっております。

また、特殊詐欺についても、家族や親族を装った「オレオレ詐欺」のほか、「還付金詐欺」や金融機関や警察をかたってキャッシュカードをだまし取る「キャッシュカード詐欺盗」など、様々な手口による詐欺被害が連日報道されています。

特に最近話題になっている特殊詐欺の一つが「警察官がたり」詐欺です。これは、犯人が警察官を装って「口座が犯罪に使われている」などと偽り、現金や貴金属をだまし取るものです。

府中町においても、町民の安全を守るため、地域の防犯対策の強化が求められています。ついては、防犯対策について、町としてどのような施策を打たれているのかをお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長(力山 彰君) 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（胡子幸穂君） おはようございます。町民生活部長です。7番、木田議員の一般質問、「町民の防犯対策について」に答弁します。

近年、様々な報道等で巧妙化が言われている特殊詐欺については、凶悪犯罪であり、その捜査等については、警察で鋭意努力されているところと認識しています。町としても、求められた場合は、可能な限り捜査に協力してまいります。

町においては、町民の被害を少しでも防止するため、「特殊詐欺対策電話機器」の購入費用に対する補助制度を設けております。この制度は、「登録していない電話番号からの着信に対し、注意を促す」、「通話内容を自動的に録音する」など、一定の機能を有する電話機等について、1万円を限度として、購入費用の2分の1を補助する制度です。令和6年度は20件の申請を受け付けており、特殊詐欺の防止や迷惑電話の防止に一定の効果を上げているものと考えています。

また、町では「消費者相談窓口」を設置しており、こちらでは、町民からの消費生活に関する相談を受け付けております。この窓口には、町民からの相談が連日寄せられており、消費生活に関する悩みに対する相談に応じるとともに、必要に応じ、法テラス等の紹介を行うなどしており、令和6年度は271件の相談を受け付けています。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

7番、木田議員。

○7番（木田圭司君） 7番です。御答弁ありがとうございました。

消費生活相談窓口には、私も2、3回お世話になっております。大変助かっております。町民の安心にもつながり、とてもよい取組だと思います。

また、特殊詐欺対策として対応電話の補助金が活用されているとのことで、高齢者を中心に、詐欺被害を未然に防ぐために意義がある取組と思います。

また、一方で、特殊詐欺以外でも、近年、闇バイト等を使った侵入犯罪の手口が一層巧妙化しており、また、水分峡森林公園での事件のように、町内でも凶悪犯罪が起こっています。何とか捕まったようですが、今から詳細は分かるんだと思いますが、やっぱりちょっと府中町、怖いなというイメージがちょっとついたように思います。

府中町では、幹線道路と人通りの多い箇所については、街頭防犯カメラを町内14か所、計28基設置しており、また、今年度予算でもさらに1か所、2基の増設

をされる予定と聞いております。しかしながら、大きな道路以外の住宅地においても、防犯対策を一層強化する必要があると考えております。

現在、他の自治体では、個人宅の防犯カメラやモニター付インターホン、犯罪用照明など、住宅用防犯対策機器の導入に対する補助金制度を創設し、町民の自主的な防犯対策を促進する取組が進められています。

そこで、府中町でも、個人宅への防犯カメラと防犯機器の設置を推奨し、必要に応じて補助金制度を導入する考えがあるかお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 答弁。

自治振興課長兼職次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（倉崎誠一郎君） 自治振興課長兼職次長です。7番、木田議員の再質問に対して答弁いたします。

個人宅への防犯対策機器の導入については、犯罪抑止の観点から、重要な政策であると認識しております。

他自治体の導入事例としては、県内では、複数の市町において家庭用防犯カメラや録画機能付インターホンなどの補助制度が設けられており、例えば、廿日市市においては、屋外防犯カメラについて、設置場所が住宅の敷地内であること、撮影範囲が住宅の敷地内であり、近隣住民のプライバシー保護に留意していることなど、一定の要件を満たすものが補助の対象となっております。

また、その他の防犯対策機器として、屋外用の人感センサーライトや防犯砂利なども補助対象としております。

本町としても、こうした他自治体の事例を参考にしながら、有利な財源の確保にも留意しつつ、プライバシーに配慮した防犯対策など、新たな施策について前向きに検討を進め、町民の安全確保に資する具体的な方策を検討してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問ございますか。

7番、木田議員。

○7番（木田圭司君） 7番です。御答弁ありがとうございました。

強盗事件の凶悪化や特殊詐欺についても、拠点が国内ではなく海外となっているなど、犯罪情勢は日々変化しており、新たな犯罪形態が次々登場している状況です。町

民が安心して暮らせる環境を整えるためのさらなる施策の充実について要望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第3項、町民の防犯対策について、7番、木田議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第4項、ケアマネジャー（介護支援専門員）の資格更新費用に対する助成について、8番、三宅議員の質問を行います。

8番、三宅議員。

○8番（三宅健治君） 皆さんおはようございます。8番、三宅です。ケアマネジャーの資格更新費用に対する助成について質問させていただきます。

ケアマネジャーは、利用者一人一人の状況に応じたケアプランを作成し、サービス事業者と連携を図るなど、介護の司令塔とも言える極めて重要な役割を担っています。介護現場において欠かせない存在である一方で、ケアマネジャーは介護職員処遇改善加算の対象外とされており、介護職員全体の処遇改善が進む中で、ケアマネジャーのみが置き去りにされているという構造的な課題があります。

さらに、ケアマネジャーの資格更新には5年ごとの法定研修受講が義務づけられており、研修費用に加え、交通費や受講に伴う時間的拘束など、実質的な負担は非常に大きくなっています。

現場からは、費用負担が大きいと、資格を更新したくない。ケアマネを辞めて介護職に戻りたいといった声も聞かれ、地域にとって必要不可欠なケアマネジャー人材の減少・流出が深刻な問題となっています。

全国でのケアマネジャーの従事者数は、平成30年度の18万9,754人をピークに減少傾向にあり、現在の年齢構成等を踏まえると、今後10年以内に担い手が急減するとの見込みもあります。人材の確保と定着支援に向けては、総合的な対策が求められています。

こうした現状を踏まえ、以下の2点について伺います。

1点目ですが、本町におけるケアマネジャーの人数並びに更新研修に係る費用の自己負担の実態について、町としてどのように把握されているかお聞かせください。

2点目です。ケアマネジャーが地域介護の中核を担う専門職であるにもかかわらず、介護保険制度上、処遇改善加算の対象外とされている現状について、制度の所管は国であることは承知しておりますが、町としてこの実情をどのように受け止められてお

るのか、御所見を伺います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） おはようございます。福祉保健部長です。8番、三宅議員の一般質問、「ケアマネジャーの資格更新費用に対する助成について」答弁いたします。

ケアマネジャーは介護支援専門員のことを指し、要介護者や要支援者の相談や心身の状況に応じて介護サービス等を受けられるように、ケアプラン、これは、先ほども言われましたが、サービス提供についての計画です。このケアプランを作成し、事業者との連絡調整や施設への入所を必要とする場合は、介護保険施設の紹介などを行います。

介護保険法において、ケアマネジャーは、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に対する専門的知識と技術を有するものとされています。そのため、保健・医療・福祉に関する法定資格に基づく実務経験5年以上である者が実務研修試験を受け、合格した後に、さらに、介護支援専門員実務研修を修了することで、初めてその資格を取得できます。

ケアマネジャーの役割は利用者と介護事業者をつなぐ重要なもので、その専門知識や経験は介護サービスの質に直結しています。そのため、その資格取得及び更新等については、5年ごとの法定研修や事前の基礎研修を設け、ケアマネジャーとしての能力の保持・向上が図られています。

ただし、議員御指摘のとおり、その資格更新研修等に係る受講料、テキスト代を含みますが、受講料と交通費等は受講者個人の負担となっており、時間的な拘束も併せて、相応の負荷がかかると言われております。

一方で、令和6年度に厚生労働省が行った調査研究では、居宅介護支援事業所に限った調査だったんですが、ケアマネジャーの離職・退職の要因で最も多いのは「年齢・体力面」で、続いて「賃金・処遇面」となっておりました。

御質問の1点目、「町内のケアマネジャー数と更新費用の自己負担状況をどう把握しているか」について、町内の事業所に在籍するケアマネジャーは現在51名と把握しております。加えて、近隣市町の介護事業所のケアマネジャーを利用することもできますので、町内でケアマネジャーが不足し、介護サービスの提供に支障が生じる状

況ではないとの認識を持っております。

また、資格更新費用が自己負担である状況については、資格の取得・更新は個人のキャリアアップにつながるものです。原則としては、個人の責任において実施すべきと考えます。

なお、事業所の中には、職員の資格保持が施設の運営に関わることでもあることから、必要に応じて、個人負担を事業所が補助している場合も見受けられます。

2点目、「処遇改善加算の対象外という現状を町はどう認識しているか」については、処遇改善加算は、介護報酬という介護保険制度に基づく給付として国が定めているものです。

議員御指摘のとおり、国においては「処遇改善加算」が介護サービス職員等の直接介護に従事する職員を対象としているため、ケアマネジャーは対象外とされているものです。

ただし、利用者の状況や希望に合わせたプランを作成する重要な役割を担うケアマネジャーの業務負担については、国においても課題としており、法定研修や受験要件の見直しなど、緩和することの検討を行っているところです。

町としても、賃金や処遇面がネックとなりケアマネジャーが人手不足とならないよう、介護保険制度全体の枠組みの中で検討が必要と認識しております。今後も国の動向を注視していきたいと思っております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

8番、三宅議員。

○8番（三宅健治君） 制度の所管が国にあるとはいえ、町としてこの課題に真摯に向き合い、御答弁いただき、ありがとうございました。

さて、御答弁では、更新研修にかかる費用は個人のキャリアアップに関わるものとして、原則として自己負担であるとの御認識が示されました。しかし、ケアマネジャーは単なる個人のキャリアアップにとどまらず、地域の介護サービスの質を左右する、言わば社会的インフラの一部と言える存在です。こうした人材の離職を未然に防ぎ、地域の支援体制を安定的に維持していくためには、更新研修費用に対する一部助成制度の創設も有効な方策の一つではないかと考えています。

つきましては、今後、ケアマネジャーの定着と質の高い支援体制の維持に向けて、

資格更新にかかる費用の一部助成制度を町として創設するお考えはあるか、改めて御所見を伺います。

また、福山市など他自治体においては、独自の更新費用助成制度を設けるなど、様々な角度から支援策が講じられています。本町においても、こうした先進事例を積極的に参考にしながら、地域包括ケアの担い手確保という視点の下で、具体的な支援策の検討を進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

以上、2点について御所見をお伺いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

高齢介護課長。

○高齢介護課長（松林 亮君） 高齢介護課長です。三宅議員の2回目の質問に答弁いたします。

まず、更新費用の一部助成制度を町として創設する考えがあるかについてです。

資格取得、更新は、あくまで個人のキャリアアップに係るものであると認識しております。

また、現在、町内でケアマネジャーが不足しているとは考えていないこと、それから、先ほど部長が答弁しましたように、既に一部事業者においてケアマネジャーの資格更新費用を補助しておりますので、町において資格更新費用を助成する考えは現時点ではありませんが、介護人材不足による公的支援の必要性について、今後も利用者へのサービス提供状況を注視してまいります。

次に、福山市など、他自治体の先進事例を参考に支援策の検討を進める考えはあるかについてです。

福山市の支援策は、ケアマネジャーの資格更新費用の半額を補助するもので、4万円を上限として補助しております。また、廿日市市では、ケアマネジャーの資格取得費用について、7万円を上限として補助しております。いずれも地域に島嶼部、中山間地域を抱えており、そういった地域での介護人材の確保及び定着が大きな課題となっているとのことでした。

また、先週金曜日の中国新聞で、大竹市も資格取得の支援事業を始めるとの記事がございました。大竹市内では、人材不足による施設廃止、事業縮小が相次いだことから、人財確保を目指すとございました。

現在、国においても、高齢化等による介護人材の将来的な不足を見込んでおり、ケ

アマネジャーの人材確保、定着に向けた取組として、実務経験の緩和や延長雇用、復職の支援など、就労環境の整備について検討がなされております。

当町といたしましても、こうした国の支援策を確認するとともに、ケアマネジャーを含めた介護職、介護事業全体の魅力発信を目的としたイベントを今年度開催予定であり、今後も介護人材確保に取り組んでまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問ございますか。

8番、三宅議員。

○8番（三宅健治君） 御答弁ありがとうございました。3回目は、質問ではなく要望です。

資格の取得や更新はあくまで個人のキャリアアップに関わるものであり、研修費用助成について、町として現時点では考えていないとの御見解については、一定の理解をいたしました。

しかしながら、ケアマネジャーは地域包括ケアの中核を担う極めて重要な専門職であり、その育成と定着は、地域の介護体制の安定に直結する課題であると考えております。実際に、現場の一部では、資格更新にかかる費用を事業者が補助する取組も見られます。こうした事例は、現場における負担感に対する一定の配慮が求められていること、そして、支援の必要性が現実存在していることを物語っているのではないのでしょうか。

また、福山市、廿日市市、大竹市など、既に先進的な支援を講じている自治体もあり、それぞれが地域の実情に即した独自の制度設計を行っています。

御答弁では、町内でケアマネジャーは不足しておらず、介護サービスの提供に支障が生じる状況ではないとの御認識が示されましたが、冒頭でも申し上げたとおり、従事者の年齢構成から見て、全国的に今後、ケアマネジャーの数は急減することが見込まれているのが現実です。本町においても、将来的な人材不足を見据え、早期に備えていくことが重要ではないのでしょうか。国の制度動向を参考としながらも、ぜひ現場の声を丁寧に酌み取り、府中町の実情に応じた柔軟で独自性のある支援策の検討をお願いしたいと思います。

最後となりますが、府中町では、暮らし心地のよさをまちづくりの理念として掲げられております。健康や福祉の充実は町民にとって関心の高い分野であり、安心して

暮らせるまちの実現に欠かせない柱の一つです。こうした観点からも、地域包括ケアを支えるケアマネジャーの方々が安心して働き続けられる環境整備に向けて、今後、前向きな御対応をいただきますようお願いを申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第4項、ケアマネジャー（介護支援専門員）の資格更新費用に対する助成について、8番、三宅議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第5項、地域における野良猫問題への対策強化について、6番、梶川議員の質問を行います。

6番、梶川議員。

○6番（梶川三樹夫君） 野良猫の問題をやらせていただきますが、数年前にも地域猫の活動等の一般質問がございました。うちの地域にもたくさん野良猫がおりまして、地域猫をやらないかというお誘いも何度もありましたけれども、なかなか、猫は好きだけどそこまではできないという人が多くて、鶴江のほうでは、まだ地域猫活動はやっておりません。

そのせいかどうか分かりませんが、野良猫がどんどん増えてきております。今、4か所ぐらいちょっと野良猫がたむろしているところがありまして、その都度、町の方が行かれて、餌をやらないようにという注意はされているんですけども、なかなか改善されております。

今回は10匹以上増えた地区がありまして、そこでこの1週間、2週間前から、今度は地域で人間関係が悪くなったりすることもあるとあって、私もちょっと200メートルぐらい離れているんですけども、いろいろ話を聞いたり、何か手助けできないかということでそこに出向いておりますが、この地域猫ではなく、地域における野良猫問題について、この対策強化について質問をさせていただきます。

それでは、質問事項は、地域における野良猫問題への対策強化についてということで質問させていただきます。

近年、野良猫によるふん尿被害、鳴き声、ごみ荒らしなどのトラブルが深刻化しており、住民の生活環境を阻害するとの声が多数寄せられています。現状の町における野良猫対策は、不妊去勢手術への補助と地域猫活動への補助となっておりますが、これらの対策だけでは、増加する野良猫問題への対応に限界があると考えられます。

そこで、本質問では、地域における野良猫問題の現状、これまでの対策の効果、そ

して、今後の対策強化の方向性についてお聞きをいたします。

質問の1点目、地域における野良猫による被害状況について、住民からの苦情件数や地域的な傾向など、町で把握しているデータについて教えていただきたいと思います。

質問の2点目、不妊去勢手術と地域猫活動への補助について、実施状況とその効果についてお尋ねをいたします。不妊去勢手術補助は、これまでに何頭の猫に対して手術補助を行い、地域猫活動への補助は、活動団体数、活動地域等について教えていただきたいと思います。

そして、不妊去勢手術と地域猫活動による効果について、野良猫の個体数減少、被害軽減に対しどの程度の効果があったのかと、そして、その評価についてお尋ねをいたします。

最後に、質問の3点目、今後の野良猫対策の強化の方向性について、現状の対策だけでは不十分であると認識している場合、今後、どのような対策強化を検討されているのか。また、対策強化のための予算確保について、どのような財源の確保、その方法を検討されているのかお尋ねをいたします。

以上、御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（胡子幸穂君） 町民生活部長です。6番、梶川議員からの一般質問、「地域における野良猫問題への対策強化」について答弁いたします。

「動物の愛護及び管理に関する法律」第25条では、動物の不適切な飼養により、周辺の生活環境が損なわれていると認める場合、都道府県知事は、その事態を生じさせている者に対し、必要な措置を取るよう指導、助言、命令等を行うことができるとし、また、市町村に対し、必要な協力を求めることができるようになっています。このように、野良猫問題への対策は法的には広島県に権限があり、地域の生活環境の保全のため、町においても必要な協力を行っているという立場であることを前提に答弁いたします。

まず1つ目の質問、地域における野良猫の被害状況について答弁します。

野良猫によるふん尿被害、鳴き声、ごみ荒らし等の相談は、環境課に寄せられる相談の中で最も多い相談であり、その件数は、令和2年度7件、令和3年度9件、令和

4年度11件、令和5年度12件、令和6年度8件と増加傾向にあり、特に緑ヶ丘、柳ヶ丘、鶴江、宮の町において件数が多くなっています。

これら野良猫による相談の大半は無責任な餌やりが原因となっており、無責任な餌やりを行う人に対しては、その都度、職員が現地調査に赴き、必要に応じて指導を行っているところです。

次に、2つ目の質問、不妊去勢手術と地域猫活動への補助の実施状況と効果について答弁します。

不妊去勢手術への補助は、令和2年度より開始し、令和6年度末までの5年間でオス35頭、メス46頭、合計81頭の猫に対し、手術補助を行いました。その効果について、実際の個体数減少を数値でお示しするのは困難ですが、環境省によれば、猫は年に2回から4回の発情期があり、1回の出産で4匹から8匹の子猫を産むとなっております。メス猫46頭の不妊去勢手術は、単純計算で年間368頭から1,472頭の野良猫の増加を抑制したこととなります。

地域猫活動への補助は平成30年度より開始し、現在、登録団体数は5団体であり、活動地域は清水ヶ丘、本町一丁目、本町三丁目、八幡三丁目、鹿籠一丁目となっています。

地域猫活動による効果としては、活動が行われている地域においては、ふん尿等による被害の相談は大幅に減少しており、活動による効果が現れていると言えます。

最後に、3つ目の御質問、今後の野良猫対策の強化の方向性と予算確保について答弁します。

議員御指摘のとおり、現状の対策だけでは解決に至るには相当な期間を要し、難しい面はございますが、野良猫問題への対策は、継続的かつ地道な活動が鍵になると考えております。町としては、現状の不妊去勢手術と地域猫活動への補助を促進し、増やしていきたいと考えています。

具体的には、両補助制度とも利用しやすい制度となるよう制度の改善を図るとともに、無責任な餌やりには、その都度、個別に指導を行いながら、地域全体で野良猫問題への理解を深めるため、普及啓発活動を促進します。

不妊去勢手術と地域猫活動への補助実績額は、令和2年度48万4,000円に対し、令和6年度95万7,000円と5年間で倍増しており、今後も増加が予想されます。そのため、新たな財源確保策として、本年10月から3か月間、ガバメント・

クラウドファンディングの実施を予定しています。町では初めての試みであり、実際にどの程度の寄附金が寄せられるかは分かりませんが、今後の広報活動、寄附金使途の明確化、達成状況の報告など詳細に説明し、透明性を確保することで、寄附者の理解と協力を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

答弁は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 2 回目の質問ございますか。

6 番、梶川議員。

○6 番（梶川三樹夫君） 御答弁の中に、動物愛護法では、野良猫問題の対策の権限は主に広島県にあるとのことでした。広島県のホームページによりますと、広島県動物愛護センターにおける保護取引頭数は、昭和 6 0 年代では年間 2 万頭を超えていましたが、令和 5 年度は 9 9 0 頭にまで減少していると示されています。これは、不幸な犬や猫を増やさない取組が自治体やボランティアにより着実に進められた結果であると同時に、飼い主のいない犬や猫が地域に取り残されているとも受け取れます。

犬は、狂犬病予防法により、飼い主の登録やワクチンの接種が義務づけられ、放し飼いが禁止されているため、近年では野良犬を見かけることがなくなりましたが、猫は屋外で生活しても直接的な法的規制が及びにくく、繁殖力も強いいため、野良猫が増えやすい環境にあります。このように、野良猫問題は、住民生活と動物愛護の両面から考慮する必要のある複雑な課題と認識しております。

今後、不妊去勢手術と地域猫活動の拡充や普及啓発促進のため、新たな財源確保策として、今年 1 0 月から 3 か月間、ガバメント・クラウドファンディングの実施を予定しているとのことでした。この制度にも大いに期待したいと思いますので、町民の多くの方に周知していただけるように、周知方法など、よろしくお願いいたします。

また、町内で 5 つの団体が地域猫活動をされているとのこと。その長年の活動には、心から敬意と感謝を申し上げます。町におかれましては、住民の生活環境と動物愛護の調和が図れるよう広島県との連携を図り、住みやすい地域づくりにつながるよう、バランスの取れた施策を推進していただくことを要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第 5 項、地域における野良猫問題への対策強化について、6 番、梶川議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第 6 項、終活サポート、1 5 番、田中議員の質問を行います。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 田中伸武です。終活サポートについての質問であります。

高齢化と核家族化が進んだことによって、社会現象を表す新しい言葉があれこれ生まれて、うまいこと言い当てとるなと思わされることがよくありますね。「おひとりさま」もその一つであります。ちょっと前までは独居老人でしたからね。私も67歳のじじいではありますが、同じじじいでも、独居老人だと独りぼっちな暗いイメージ、おひとりさまだと何かちょい悪の元気じじいみたいな、そんな前向きなイメージもあるわけであります。

終活もそうじゃないかと思うわけであります。もちろん就職活動じゃない、最期を迎える活動ですよ。以前だと、ちょっとお迎えに備えた身辺整理っていうと、何か悪いイメージだったんですけども、終活というと、何かお迎えを迎え撃つぞという何か前向きな活動として見えるというか、そう考えたいということであります。

さて、今年、2025年は戦後80年、団塊世代が全て後期高齢者、75歳以上になる「多死社会」の到来とされています。多死社会、これちょっとイメージ悪いね。よけ死ぬというわけですけどね。ちょっと悪いんですが、こうした時代認識が広まることで、さらに終活を考える、そういう人が増えている、ムードが高まっていると思われるわけであります。

府中町内で勉強会をしている高齢者のグループから、最近尋ねられるんですよ。一人暮らしで家族がいなか、おっても縁のある人は遠いし、あんまり付き合いがない。いざというときに、葬式とか納骨とかどうしようか、大丈夫か。しかも、何とか安く、今のうちに予約なりできておられندろうか。あるいは、その毎日のときに、全然連絡しとらんけど、遠くの人にだけはちょっと誰か連絡でもしてくれんかいなと。要は、身の回りのいろんなものの整理やらなんやら、保険から電話から何やからで、死後事務は誰がしてくれるんかいなというような相談を受けるわけですね。

一方で、最近、私の同級生が、民間の終活サポートの契約をいたしました。67歳だからね、ちょっと早いんじゃないか、あんたという感じなんですけど、その人は、兄弟とも独身で子どもがおらん。親が死んだ。遠くの親戚はあんまり仲がええというわけじゃない。葬式、納骨、土地と家があるんで、それをどうするか。2人ともが亡くなるまでのもろもろの契約を民間業者と契約したようです。一安心したというんですね。何ぼかかったんいうたら、うんうん、新車1台買える分ぐらいいうて、えっ、

とか言って、あんた大丈夫かいなと私は思ったわけですがけれども、結構高いのは高いですね。おせっかいな心配なんですけれども、そういう民間業者も玉石混交だという見方もあるようです。

これは最近、3月16日付の朝日新聞ですがけれども、そういういろいろなトラブルがあったり倒産もあったりするので、そういう終活サポートの団体が信用を高めるために、業界団体の設立へ動いていると、そういうニュースもあったわけであります。

そういう中で、やっぱり先ほどの高齢者の相談を受ける人も言うのは、自治体が何か支援してくれたら安心なんじゃがねと。よその町ではどうもやりよるよ、あっちでもこっちでもこんなのがあるよというわけであります。

府中町は現在のところ、そういう終活サポートの制度がありません。役場にもいろいろ聞いてみるんですけど、ごめんね、今、府中にはそういう制度はない。考えてくれるじゃろうけども、今のところはありません。死に備えるそういうサポート制度は今はありません。生きとる間は介護やら生活支援、包括支援センター窓口にいろいろやっておりますからねと私は言うわけであります。

こういう葬式の、あるいはその死後事務の心配をされる高齢者というのは、おひとりさまで資産もあまり豊かでない場合が多い。その上で、自分が認知症が進んだら、ひょっとしてのとき、周りに迷惑かけてしまうんじゃないかなと、そう考えておられる人なんですね。つまりは非常に真面目な人で、本当に真面目な人が、死んだら後は野となれ山となれじゃない、そこをすごく心配して、周囲に迷惑かけちゃいけない、家族はどうじゃろうかと、そういう方が多いわけですね。

こういった人たちを含めて、安心した最期を迎えるためにも、最近増えております行政ができる終活サポート、こういうのを考える時期に来ていると思うわけであります。

そこで、質問ですがけれども、まず1つは、町内の独居の高齢者、いわゆるおひとりさまの人数、これは何人いらっしゃるか。その最近の推移。それから、身寄りがないままに亡くなる人の数、つまり、役場のほうで死後の面倒を見る数がどのぐらいかと。さらに最近の傾向。

2つ目は、そういう身寄りのない人が亡くなる場合の役場の対応、どんなことをされておるのか。死後事務の実情であります。墓埋法とか行旅法とか、いわゆる墓地埋葬法、行旅病人及び行旅死亡人取扱法、行き倒れの人という意味ですかね。こういっ

た対応は市区町村がいろいろ葬祭をしたり、費用を立て替えたりすることもあり得ると定められているわけですが、こういったことをされているのか。

以上は、まずお尋ねいたしまして、終活サポート事業について考えたいと思います。お願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） 福祉保健部長です。15番、田中議員の一般質問、「終活サポート」について答弁いたします。

まず、高齢化の状況として、内閣府調査によると、令和6年10月1日現在の65歳以上人口は3,624万人で、総人口に占める割合、高齢化率ですが、29.3%とされております。

65歳以上の方がいる世帯は全世帯の約半数を占めますが、世帯構造でいうと、昭和55年当時は三世帯世帯の割合が最も多かったのに対し、令和5年では、夫婦のみの世帯及び単独の世帯がそれぞれ3割を占めており、中でも、65歳以上の一人暮らしの方は男女とも増加しており、それは、今後も増加傾向が見込まれています。

当町においても高齢化は進展しており、令和7年4月1日現在で65歳以上の方は1万3,064人、高齢化率25.1%となっています。令和22年には高齢化率30%になると、府中町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画では見込んでいます。

御質問の1点目、町内の独居高齢者の数、身寄りのない死者の数、推移などについてですが、町内の単身世帯については、令和2年国勢調査で2,508世帯となっており、次回の調査では、2,700～2,800世帯くらいに増加しているのではないかと推察しております。

町内での身寄りのない死者の実態、こちらは正確には把握しておりません。病院施設等で亡くなる方もおり、その人数は分かりませんが、自宅等で亡くなり、身寄りもなく町において埋火葬を行った事例は、令和6年度が5件、令和5年度は1件という状況です。今後も単身の高齢者が増加していく中で、身寄りのない方がお亡くなりになるケースが増えることが見込まれます。

御質問の2点目、身寄りのない人が亡くなる場合の行政の対応、死後事務などがどう行われているか、実情についてですが、当町では、身寄りのない方が亡くなり、か

つ葬祭人がいない場合、所持していた金銭等や物品、いわゆる遺留金品については、「墓地、埋葬等に関する法律」などに基づき埋火葬するために、葬祭費用等の必要な費用に充てています。その上で、残りの遺留金品があれば、相続人調査等により判明した相続人に引渡しを行います。相続人が不明または拒否をされた場合は、民法の規定により供託の手続を行うことができます。

なお、火葬後の納骨について、引取り先がない場合は、火葬を依頼した葬祭事業者が委託している専用の納骨墓が広島市内にあり、そこに収められています。

「終活サポート」については、葬儀・納骨などについて生前契約を行い、高齢者自身が自らの死後にどうするかあらかじめプランを策定し、死後に残る課題を解決しておくことをサポートするもので、既に民間事業者が多くのサービスを実施しています。

自治体においても、全国で単身高齢者が増加傾向であることと、身寄りがなく葬祭人がいない、もしくは、身元が分かりながら引取りのないケースが増加していることから、一定の所得要件等はございますが、自治体が生前契約を受ける葬祭業者を情報提供し、緊急連絡先や臓器提供の意思や、遺言書の保管場所と開示をする対象者の指定などを事前に登録しておくサポートの事業を始めているところもあります。

先行自治体として、神奈川県横須賀市がありますが、横須賀市では、引取り手のない御遺骨が年間50体を超える現状があったとされております。

当町においても、単身高齢者等の増加を踏まえると、終活に関する啓発等の必要はあると考えておりますが、サポート支援事業として町で実施していくかについては、これから高齢化の進展や町による埋火葬件数の推移など、高齢者を取り巻く状況から総合的に判断していきたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 田中伸武です。ありがとうございました。

当たり前の話ですけれども、単身の高齢者が増えておると。府中町の場合、2,500が、次回調査では2,700か2,800ぐらい。次回調査というのは今年ですから、国勢調査ですから、二千七～八百件と。大体、町内で見ると、10軒に1軒以上がおひとりさまという、既にそういう状況になっているということでありま。す。ちょい悪おやじから引きこもりのおばあさんから、もういろんなおひとりさまが

いると思います。もちろん若い単身もいると思います。それも含めた数ですけどもね。

実際に身寄りがなく亡くなって、役場が死後事務等を行う例が令和6年度が5件、その前が1件ということで、長期的な傾向は分かりませんが、増えるだろうし、前年度は5件あったんだなということが、結構考えさせられる数字じゃないかと思うわけでありまして。

全国での引取り手がなくて自治体によって葬られた遺体の数は、総務省の報告書によると、2018年から2021年までの間、全国で10万6,000人だそうですね。年2〜3万人。府中は昨年5件、プラスアルファだろうと思うんですが、それで、今の全国の10万のですけども、現在、保管されている無縁遺骨は約6万柱ということだそうですね。

府中の場合、先ほどの御答弁だと、引取り手のない遺骨は、今は市内の民間の専用納骨墓に収められているということで、山田の町の墓地ではないということのようですけども、これも、預ける先に増えるのは間違いないだろうと思います。

それから、役場の対応についても御説明いただきました。身寄りのない方の場合の、相続人調査等によって判明した相続人に引き渡すということですけども、これは、場合によっては、手間と時間がかかることもあるんじゃないかと思います。戸籍や住民票からたどるのが難しかったり、判明しても返事がなかなか来なかったり、それは当然考えられるわけですよ。不明の場合に供託の手続を取るということですけども、いろんな誤解が生じることもないかもしれない。

これも新聞報道で、昨年12月の22日付の朝日新聞ですけども、埼玉県で男性が孤独死し、25年以上音信不通だった娘との連絡が警察によってなされたけれども、引継ぎや自治体との連絡が不徹底で、娘さんの知らないうちに火葬され、残っていた遺留金が葬儀会社に渡っていたと。そういうこともあったと報じられていますね。決して役所のミスではない。縁の遠い人たちの連絡調整、そういうのがスムーズにいかなかったと、そういうこともあるという例だろうと思いますね。

こういうことを考えると、やっぱりあらかじめ終活について一定の情報や契約、そういうものが役所があれば、トラブルが防げる例もあると。役所の手間が減ったりすることもあるんじゃないかと思われるわけでありまして。もちろん逆に、そういう制度をつくること自体、役所にすごいエネルギーと人手がかかって、逆に大変なんよと

いう見方もあるとは思いますが。

そこで、再質問でありますけれども、そうは言っても、具体的な取組が何か始められないだろうかというお尋ねであります。

終活サポートっていうのは、すごく幅広いサービスを今は指しとるわけでありまして、少しずつでも何か取り組むことができんかと。先ほどの御答弁にもありましたけれども、今、最も先進的とされているのは、やっぱり横須賀市のようなですね。いろんなネットを見ても、いろんな雑誌を見ても、横須賀市の事業が紹介されている。

これは、2つの事業で対応していると。1つはエンディングプラン・サポート事業。一人暮らしで頼れる身寄りがなくて、収入が月18万円以下、預貯金が250万円以下の高齢者を対象に、生前の葬儀とか納骨の契約を葬儀社の間で仲介する。あるいは安否確認や入院・入所などの全ての関係機関や知人への連絡、関係する課題への対応など、支援プランを決めておくと。これがエンディングプラン・サポート事業。

横須賀市のもう一つのやっている事業が、これはわたしの終活登録という名前で、支援介護事業所や緊急連絡先、お墓の場所などを知らせておく、情報を登録しておく。これは、高齢者でなくても、市民でも誰でもオーケーだそうでありますけれども、この2つの事業を柱に横須賀市がすごい先進的だって、どこへ聞いても横須賀市をモデルに何か始めましたみたいな話なようですが、やっております。

この横須賀の例をレポートしている自治体の情報誌、月刊ガバナンスによると、制度が始まって9年間で、さっきのエンディングプラン・サポートのほうに146人、わたしの終活登録のほうに826人が登録されているということのようです。ちなみに横須賀市の人口は36万人ですから、府中の7倍、そう何十倍も違う都市ではありませんけれども、そういう府中の7倍の人口を持つ大都会の例であります。

それから、いろいろ見ると、広島県内でも今年2月から東広島市、5月から、ついこの間ですけれども、三原市が今の終活情報の登録制度を始めたというニュースが出ておりました。横須賀の例で言うと、2つ目の事業ということですね。終活登録。

三原市の例は、つい先月の5月27日の、これは中国新聞の報道ですけれども、65歳以上で身寄りがいないか、近くに親族がいない市民を対象に、病気などで意思表示ができなくなる際に備える終活情報を市に登録する。登録内容は、緊急連絡先や通院先、エンディングノートや遺言書の保管場所、葬儀の契約先や臓器提供の意思など。これは、内容は一定には柔軟にできるはずですけれども、登録しておく制度ですね。

この三原市はこの5月のスタートに合わせて、エンディングノートの無料配布を始めたということのようであります。

広島県でトップで導入した東広島のほうですけれども、トップといっても、この2月にスタートしたということですから、同じような登録制度、終活情報登録事業。身寄りのない高齢者が意思表示できなくなった場合に備え、希望する情報を登録し、いざというとき、本人に代わって連絡先や医療機関などに情報提供をできるようになっている仕組みであります。東広島の市役所に電話して聞いてみたんですけれども、この3か月で8人が登録されたそうですね。もしものとき、身寄りとしてはもう何十年も連絡を取っていない遠い縁者があるんで、そこに知らせてほしいという登録をしたりとか、あるいは、包括支援センターとか任意後見人のすすめで登録されたという方もあるようですね。

これも東広島の場合ですけれども、登録事業に先立って、ここ数年前からエンディングノートを無料で希望者に配付、啓発として盛り上げているとのこと。エンディングノートというのは、自分の死に備えて人が、それぞれがいろいろ書き込むノートです。ですから、これはもう全く自由でいろいろ市販のものもあるわけですが、こういうものをスタートしておるということのようです。

いろんな自治体がどうも横須賀市を先進事例に始めておるようで、広島県内でも2つの自治体がこの春からスタートということですが、そういった事例、当然、府中も情報収集はされているんじゃないかと思うんですけれども、まずはスタートできるところからやると。何か考えるということがあってもいいんじゃないかと再度お尋ねする次第であります。お願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

高齢介護課長。

○高齢介護課長（松林 亮君） 高齢介護課長です。田中議員の2回目の御質問に答弁いたします。

終活支援やエンディングノートなどの取組についての御質問でございました。

町の取組につきましては、これは亡くなった場合ではございませんが、周知に取り組んでいる事業にACP、アドバンス・ケア・プランニングというものがございます。ACPは、医療の終末期に本人の意思決定が不可能になることに備え、今後の治療・療養について、患者・家族・医療従事者があらかじめ話し合い、本人の意向を確認し、

プランとして作成しておくもので、府中町地域包括支援センターと連携し、普及・啓発を進めているところです。

また、救急搬送等に備え、平成２３年度から救急医療情報キットの配布に努めており、そのキットには、縁者やお知り合いなどの緊急連絡先やかかりつけ医、服薬内容等を記入して保管しておくもので、駆けつけた救急隊員が本人の身元や体調を確認できることで迅速な救急活動に役立つほか、病院搬送後は、緊急連絡先に記載があれば身寄りの方に連絡することもできます。このキットの町内の配布世帯数は、２，４２４世帯となっております。いずれも、単身高齢者や高齢者のみの世帯向けの支援となるものでございます。

厚生労働省は、今後、身寄りのない高齢者等への対応として、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関、介護保険法に基づく地域包括支援センターなどの既存の支援体制の枠組みにおいて、相談支援機能を強化していくとの方向性を示しております。

当町においても、身寄りのない単身高齢者の増加を踏まえ、見守りや相談支援機能の強化に取り組むとともに、終活支援の第一歩として、緊急の連絡先や自分の死後の意思を整理し、伝えるためのエンディングノートの啓発・周知に取り組むことを検討していきたいと思います。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） ３回目の質問ございますか。

１５番、田中議員。

○１５番（田中伸武君） ありがとうございます。まずはエンディングノートの配布ということですが、エンディングノートはやはり啓発のためのものでありますから、具体的な行政サポートはその次、そういうムードが高まって、そういう中で次にやるということになるかもしれませんが、まずはそういうところからも関心を守り立て、みんなが考えるきっかけになればいいなと思います。

さっきの緊急医療情報キット２，５００世帯ですか、これも、私も隣に住む９２歳の独居母の家の冷蔵庫に入れておりますけれども、入れている本人は全然何が何やら分からん、アイスクリームどこにあるんだよしか分からんわけですが、これも一つのいろいろなときに備えるという意味では、見える場所にワッペンが冷蔵庫に貼ってあったりして、みんなが考える一つのきっかけになるだろうと思います。

再々質問ではなくて、最後としては、いろんな課題の指摘ということで終わらせていただきますけれども、ぜひこの時代の流れ、家族状況の変化、これは国もどの地域も考える時期なので、ぜひとも具体的な相談へ行ったりときや町の役場、いろいろ駄目よ、死ぬときええがに、あんたやってくれるけえのという、安心できるようなものをつくっていただきたいと思いますというわけであります。

さっきの東広島の場合ですけれども、電話取材した職員に、いや、こんなことやってら負担が増えるんじゃないんですかと言って尋ねたら、いや、大丈夫ですよ。今は費用はコピー代だけですからねって、へっちゃらよという感じでした。私が府中の町会議員だと名乗って聞いたからそうやって言われたのかもしれませんが、非常に頼もしい窓口でしたね。

東広島市の場合、最も役所の部署として地域包括支援センターを束ねる基幹型地域包括支援センターというのが役所の中にあって、その担当者が言うわけですから、責任とか考え方も、やはり役所の中で大きくもっていらっしゃることだろうと思うんで、府中と比べるのはちょっと申し訳ない話なんですけれども、そういう体制づくりと合わせて、そういう施策、終活サービスも、ぜひともこれから充実させていかなきゃいけないんじゃないかと思います。

町民がそのお迎えを考えるに当たって、役所の窓口がどうぞとお迎えするようなそういう体制と制度、それができるように充実していくことを期待を込めまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第6項、終活サポート、15番、田中議員の質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は10時55分としたいと思います。休憩。

（休憩 午前 9時41分）

（再開 午前10時55分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 続いて、厚生関係、第7項、マイ・フローラ南交流センターの改修工事への対応について、13番、齋藤議員の質問を行います。

13番、齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） 皆さん、13番、齋藤でございます。私の質問は、マイ・フローラ南交流センターの改修工事への対応について質問させていただきます。

私は、府中町鹿籠一丁目2番3号にあるマイ・フローラ南交流センターの運営委員会委員として、平成29年8月1日から平成31年7月31日までの2年間携わったことがあります。児童センターは、子どもたちのための重要な遊び場です。地域の子どもたちが遊びを通して健やかに育つために、子どもと関わる人たちが元気に活動できるように、人と人とが会おうところです。そして、地域に根差した子どもたちの健全育成と子育て支援の拠点として、親しまれる児童センターを目指しています。

当時、私は、地域安全推進員として朝の子どもたちの見守り活動や子ども会の行事に参加して、仲のよい子どもたちが多くおり、今考えると、非常に充実した日々でした。児童センターの月刊バンビーズニュースがあり、A3サイズに拡大して、現在も町内会の掲示板へ毎月掲示しています。多くの子どもたちが利用しています。

また、地域安全推進員の研修、忘年会、南部連合会の総会、緑ヶ丘グラウンドゴルフの総会・忘年会など、多くの行事で利用しました。かけがえのない施設です。最近では、令和7年1月25日に第11回南部老人クラブ連合会共催企画、バンビーズ芸能発表会に参加しました。

前置きが長くなりましたが、本題に入らせていただきます。

マイ・フローラ南交流センターは1階に行政窓口があり、多くの住民が利用しています。府中町の南部では唯一の施設です。府中町でも高齢者が増加し、近くに行政窓口があるのは大変重要です。2階には、社会福祉協議会が運営する児童センター・バンビーズもあり、小さなお子さんを連れた多くの若いファミリーが車で来られています。駐車場は一般用が13台と障害者用が2台ありますが、毎日、多くの利用がある状況です。また、多くの小学生、中学生、高校生たちも利用しており、駐輪場と駐車場の確保は最重要課題です。

以上の観点から、次の項目の質問をします。

- 1、改修工事中の駐輪場・駐車場の台数確保は。
- 2、行政サービスコーナー、児童センター・バンビーズ利用者への影響は。
- 3、定期的利用団体や盆踊り大会などの地域行事への影響は。
- 4、近隣への周知と対応は。

よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 町民生活部長。

○町民生活部長（胡子幸穂君） 町民生活部長です。13番、齋藤議員の一般質問、「マイ・フローラ南交流センターの改修工事への対応について」に答弁いたします。

マイ・フローラ南交流センターは平成21年に建築され、築15年を経過する鉄筋コンクリート造2階建ての建物です。1階には行政サービスコーナー、老人集会所・地区センターが、2階には児童センター・バンビーズがあり、4つの機能を併せ持つ複合施設として、多くの方に御利用いただいています。

このたび、かけがえのない施設であるマイ・フローラ南交流センターの建物の長寿命化を図るため、外壁の劣化状況を詳細に調査し、劣化部を改修した後、建物外壁全面の塗装を行う工事を実施します。工事期間は6月20日から着工し、10月末に完了する予定となっております。

まず、1つ目の御質問、「改修工事中の駐輪場、駐車場の台数の確保は。」についてです。

マイ・フローラ南交流センターの建物全面に足場を設置し、改修を行うため、正面玄関側駐輪場全部及び駐車場の一部が閉鎖となります。併せて、当館と区画整理課の間に工事ヤードを設置するため、区画整理課の駐車場の一部も閉鎖となります。

工事前には、当館には駐輪場を加え、一般用駐車場13台分と、いわゆる思いやり駐車場2台分の計15台分の駐車スペースがありました。工事期間中は、足場等に影響がないスペースを駐輪場とするとともに、駐車場としては、思いやり駐車場2台を含む最大で6台分を駐車可能なスペースとして確保しているところです。

なお、児童センターを利用する小中学生も多いことから、駐輪場を多めに確保しております。

施設を利用される皆様には、これまでも周知を図っているところではございますが、工事期間中のことでございますので、今後も御理解いただけるよう、丁寧に説明をまいります。

次に、2つ目の御質問、「行政サービスコーナー、児童センター・バンビーズ利用者への影響は。」についてです。

工事により駐車可能台数が減少することについては、昨年度より、それぞれの利用者に対し、丁寧に説明しているところです。また、子育て支援課が実施する赤ちゃん

広場やマタニティ教室などの事業では、駐車場が少ないことについてお知らせをし、参加者を他の施設に振り分けるなど協力をいただいて、利用者の分散化を図っております。

次に、3つ目の御質問、「定期利用団体や、町内会の夏まつりなど地域行事への影響は。」についてです。

定期利用団体には、児童センターと同様、昨年度から説明を行ってまいりましたが、利用者の皆さんの来館方法は様々な工夫をされていると伺っております。

また、毎年、地域の町内会が区画整理課前の駐車場で夏まつりを開催されています。今年は関係機関の協力も得て、夏まつり当日は、例年同様のスペースを確保できる予定です。

最後の御質問、「近隣への周知と対応は。」についてです。

6月20日から工事を着工しておりますが、住宅が近接していることもあり、工事前に近隣の住民に対して個別に連絡先等を記載したお知らせを配布しております。現在、工事が始まったばかりで、まだ利用者や近隣の方々などの声は届いていない状況ですが、施設職員、所管課はもとより、関係各課とともに真摯に対応してまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

13番、齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） 13番、齋藤です。丁寧な御回答、ありがとうございます。

前向きな状態でしっかりやっていただけるようお願いして、2回目の質問に入らせていただきます。

子育て支援課が実施している4か月、9か月児の赤ちゃん広場やマタニティ教室などの事業では、駐車場が少ないことについてお知らせし、福寿館や北交流センターなど、参加者を他の施設に振り分けるなど協力をいただき、利用者の分散を図ることと、また、毎年、地域の町内会が区画整備課前の駐車場で夏まつりを開催されていますが、今年は工事ヤードとして利用しながら関係機関の協力を得て、当日は例年同様のスペースで開催される予定ですので、まつり好きの私は大変安心しました。

これまで、一般駐車場13台に加え、思いやり駐車場2台、合計15台分の駐車スペースがありましたが、工事期間中は、思いやり駐車場2台を含む最大6台分を用意

されているとのことでした。当初は駐車場がないと聞いていましたが、6台確保できたと聞いて、少し安心しました。

工事も始まったばかりですが、駐車場の問題と並行して、近隣には騒音などで御迷惑をおかけするのではないかと思います。周知についてお知らせを配布したとのことでしたが、もう少し詳しく教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

住民課長。

○住民課長（塩月久美子君） 住民課長です。齋藤議員の2回目の御質問に答弁いたします。

外壁改修工事期間中は、マイ・フローラ南交流センターや児童センター利用者及び近隣住民の皆様には、駐車場をはじめ、工事にかかる騒音などで御迷惑をおかけしていることと承知しております。議員に御心配いただいております利用者への周知につきましては、町のホームページや施設の掲示板、児童センター・バンビーズが発行するバンビーズニュースなどでもお知らせしているところです。

先ほど、部長の答弁にもありましたように、近接しているお宅には、外壁改修工事の工期や作業時間、連絡先等を記載しましたお知らせを配布し、御理解・御協力をお願いしているところです。特に、地元町内会長さんに対しては、建築課や関係各課の職員が複数回協議の場を持ち、丁寧な説明を行っております。

10月末までの予定として、まだ工事は始まったばかりで、皆様には御不便をおかけしますが、引き続き真摯に対応してまいりますので、御理解いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問はございますか。

13番、齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） 3回目は要望で終わらせていただきます。

工事に際しましては、近隣や利用者に様々な影響があると予想されます。特に、駐車場に関しては、隣の区画整理課駐車場をはじめ、近隣公共施設の駐車場ができるように、南交流センターをはじめ、関係各課職員とともに真摯に対応されることを要望して質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 以上で、第7項、マイ・フローラ南交流センターの改修工事へ

の対応について、13番、齋藤議員の質問を終わります。

以上で、厚生関係の質問を終わります。

続いて、建設消防関係の質問を行います。建設消防関係、第1項、府中町における林野火災に対する防火設備について、5番、松本議員の質問を行います。

5番、松本議員。

○5番（松本真明君） 5番、松本でございます。私は、府中町における林野火災の防火設備について質問いたします。

今年に入り、国内において2か所の大規模火災が発生しました。1つは大船渡市山林火災で、延焼面積は約3,370ヘクタール、住宅等の建物被害は210棟、また、今治市の山林火災で481.6ヘクタール、焼けた住宅や空き家などの被害は計27棟と、いずれも広範囲の面積の消失と被害になりました。いずれの火災も発生原因はまだ分かっておらず、早急な原因解明が求められます。

先般の今治市の林野火災に関しては、府中町からも消防職員を派遣されたということで、担当職員の皆様におかれましては、大変お疲れさまでございました。職員の方は、現地に行かれたことで、様々な知見を得たものと思います。

府中町に話を戻してみますと、過去には、昭和59年8月12日、鍋谷山で24ヘクタール、平成14年8月21日、鍋谷山で1.23ヘクタールを焼失する山火事が発生しております。先ほどの火災よりは小規模でございますが、行政区域10.41平方キロメートル内において、山林面積は約4割を占めており、その予防的な備えは、もしものときに市街化区域への延焼を防ぐ意味や、資産を守る上でも非常に意味のある事業であると考えております。

現況として、府中町の山林には防火水槽などの設備があると伺っておりますが、設備の状況などについて、2点お伺いいたします。

1点目、現在の府中町の山林における防火設備において、耐用年数を含めた状況は。また、老朽化の問題がないのか。

2点目、既設の防火水槽等の点検方法や定期的な管理運営の状況として、今後の消防水利の新設予定はありますでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

消防長。

○消防長（新宅和彦君） 消防長です。5番、松本議員の一般質問、「府中町における林野火災に対する防火設備について」答弁します。

まず、耐用年数に伴う防火水槽の老朽化についてですが、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」において、RC造の防火水槽の耐用年数は50年とされています。防火水槽の資料を御確認いただくと、柳迫山防火水槽が45年目を迎えることから、いざというときの備えとして、数年先には更新を検討する必要があります。

次に、既設の防火水槽の設置個数は7か所で、全て呉娑々宇林道沿いに設置されています。名称、型式、設置年、数量等は参考資料に記載のとおりです。

また、点検の方法や実施頻度についてですが、毎年、行楽シーズン中のゴールデンウィークに消防団が徒歩で林道内を巡回し、入山者へ火災予防を呼びかけるとともに、防火水槽の点検を行っています。周囲に草木等が生い茂り、視認障害が生じているという報告があれば、その都度、伐採等により対応しています。

なお、地下式の防火水槽については、実際に鉄の蓋を特殊な器具で開け、水量が減っていないかを調査しています。

最後に、防火水槽の新設予定ですが、平成16年度の管理道整備の際、呉娑々宇林道付近の山林火災防御体制を検討し、寺屋敷防火水槽と堂所防火水槽を整備しています。

現在のところ、防火水槽の新設は考えておりません。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

5番、松本議員。

○5番（松本真明君） 答弁ありがとうございます。実際、府中町の山林の防火水槽、私、現地確認させていただいて、感じたことを幾つか述べさせていただきたいと思います。

1点目は、防火水槽の一部において、木々が生い茂り、防火水槽の設置看板が隠れていた場所がございました。日々の訓練において、防火水槽の場所は把握されているとは思いますが、防火水槽の看板がほぼ隠れている状況というのは、やはり望ましくないと思います。特に山林火災においては、気象条件によって都市部よりも視野性が悪くなる可能性があり、円滑な消火活動の妨げとなる可能性がある部分はなるべく排除するべきと考えます。

現地の場所的にも、景観を重要視する場所ではないように見受けられましたので、もし制約がないのであれば、いっそのこと半径5メートルの木々を伐採し、クリアな状況にしても問題はないように思いましたし、倒れた木などが防火水槽の付近に置かれている状況は、なるべく回避していただきたいと思います。

こちらに関しては、防火水槽周辺の木々、もしくは雑草を伐採することは可能でしょうか。

2点目は、防火水槽へのアプローチについてです。こちらでも、1か所不安に感じる場所がございました。それは、途中まで簡易的なアスファルト舗装が施されているものの、途中から未舗装の場所が数メートル続いた後に防火水槽にたどり着くという経路がありました。

公共の舗装や公園、歩道においては、緊急車両の通る可能性がある場所は厳しく要件が定められております。それは、緊急車両が目的の場所にたどり着くことを目的としているためであります。さすがに土のままですと、緊急車両の重量は存じておりませんが、相当な車両重量であると推察されるため、路盤が適正に整備されていないと、緊急車両の通行に支障を来す可能性が十分に考えられます。

これまでに、火災時もしくは訓練等で、そのような路盤面において問題が起きたことはございますでしょうか。また、路盤面については、現状のままでよいという認識でよろしいでしょうか。

以上、2点に関して答弁を求めます。

○議長（力山 彰君） 答弁。

警防課長。

○警防課長（瀬戸 剛君） 警防課長です。松本議員の2回目の御質問についてお答えいたします。

まず、防火水槽または標識への草木や倒木等の障害物の除去については可能かという御質問ですが、水利または水利標識は、夜間等でも容易に確認できる状態にしておく必要がありますので、速やかに伐採等により対応したいと考えております。

次に、路盤面がぬかるみ、消防車両の活動障害になっているのではという御質問ですが、該当する防火水槽は、参考資料4番の花立山防火水槽と思われませんが、以前、活動終了後に、路盤面のぬかるみにより消防車両が動かなくなったことがあるため、この花立山防火水槽の路盤面のアスファルト舗装についても、関係部局と調整し、で

きるだけ早い段階で施工できるよう調整したいと思っております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 3 回目の質問ございますか。

5 番、松本議員。

○5 番（松本真明君） 御答弁ありがとうございました。最後に要望になりますが、府中町の山林の資質は、広島花崗岩が風化してできた真砂土が広く分布しており、そこに多くの森林が形成されております。真砂土は水や栄養を溜めにくいため、木々が育ちにくく、その分、地面に届く太陽エネルギーの量が多くなり、落ち葉や枯葉が乾燥し、山林火災が発生しやすくなる地理の特性があります。

また、近年、石ころび池は大雨が降れば土砂が流入し、定期的にしゅんせつ工事を行っている状況で、消防水利としての活用という観点からすると、不安定な水源といえます。また、呉娑々宇林道沿いには防火水槽が設置されておりますが、西側には安定した消防水利が設置されていない状況となっております。

このような不利な地理的要因は、やはりハード面でカバーするのが得策であり、また、消防水利に関しては、非常に償却期間が長く、長期にわたり機能するということで、費用対効果も高いものと思います。どうしても火災予防は都市部に目が行きがちでございますが、先ほど申し上げたように、行政区域 10.41 平方キロメートル内において、山林面積は約 4 割を占めております。

火災はいつ発生するか分かりません。いつ火災が発生しても、安定的に水源が確保され、迅速な消火活動を行うことが延焼を最小限に食い止めることにつながるため、水分峡森林公園キャンプ場付近への防火水槽の設置を強く要望し、私からの質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第 1 項、府中町における林野火災に対する防火設備について、5 番、松本議員の質問を終わります。

続いて、建設消防関係、第 2 項、誰もが「おでかけ」しやすい公共交通の環境整備について、18 番、金澤議員の質問を行います。

18 番、金澤議員。

○18 番（金澤映理子君） 18 番、金澤です。誰もが「おでかけ」しやすい公共交通の環境整備について質問させていただきます。

府中町では、誰もが「おでかけ」しやすいまちの実現に向け、府中町地域公共交通

計画を定めて取組を進めています。当計画にも掲げられているとおり、「交通の利便性」は地域の要となるものです。日常生活において、年齢や地域に格差なく、誰もが自由に安心して「おでかけ」できる地域公共交通ネットワークを構築していくことは非常に重要であり、より一層、環境整備が進むことを望む声も多く寄せられています。

町では、そうした環境整備に向けて、公共交通不便地域等における地域公共交通サービスの提供や、高齢者の外出機会の確保といった施策を設定し、展開されています。

そこで、現計画に改定されて1年余りが経過しましたが、計画に掲げる各取組、施策の実績・現状を伺います。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（礪亀 智君） 建設部長です。18番、金澤議員からの一般質問、「誰もが「おでかけ」しやすい公共交通の環境整備について」答弁いたします。

地域公共交通計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に基づく計画であり、地域戦略の一環として、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を進めるために、国・都道府県・市町村・事業者、そして、住民の役割を明確にする計画です。令和2年に同法が改正され、「地域公共交通計画」の作成が努力義務化されるなど、公共交通の確保・維持に係る役割はますます大きくなっています。

町においても、議員御指摘のとおり、日常生活において、誰もが安心して「おでかけ」できる地域公共交通ネットワークを構築し、また、維持していくために、平成30年2月に、行政、交通事業者、住民の代表などから構成する「府中町公共交通協議会」を設立し、令和元年11月に「府中町地域公共交通網形成計画」を策定、令和6年4月に改定し、「府中町地域公共交通計画」の基本方針である「広島で一番「おでかけ」しやすいまち、住んでよかった、住んでみたいまちづくり」の構築に向けて取組を進めています。

それでは、議員御質問の、府中町地域公共交通計画に掲げる施策の実績・現状についてですが、本計画において、地域公共交通ネットワークを確保・維持していくために、3つの目標を掲げ、10の施策を設定しています。

まず、議員の御指摘でもある1つ目の目標、「誰もが「おでかけ」しやすい地域公共交通」では、まず、施策1として、「公共交通不便地域等における地域公共交通サービスの提供」について取り組んでおります。本町は大変コンパクトなまちですが、

その中にＪＲの鉄道駅、路線バス、そして、路線バスを補完することを目的につばきバスを運行しており、タクシーの事業所も３か所ございます。

町内ほぼ全ての地域が駅またはバス停から５００メートル圏内にあり、一定のサービス水準が確保されていますが、本計画において、地域公共交通に係る指針等を基に、駅またはバス停から一定の距離または高低差があり、公共交通を便利に利用できない地域、具体的には桜ヶ丘、清水ヶ丘地区ですが、これらの地域を公共交通不便地域と定義しており、国との協議、交通協議会の承認を得て、令和４年１０月より国の補助金を活用し、デマンドタクシーうぐいす号を運行しています。

運行については、運行事業者や地域とも連携を図り、利用者数は、本計画で目標としています令和１０年度で５，０００人に対し、令和６年度の実績は４，９２０人と、運行開始後、順調に増加が続いている状況です。また、利用者からは、運転手の対応が丁寧で安心して利用できるといった好評な声をいただいております。

続いて、施策の２、「地域ニーズを踏まえた地域公共交通ネットワークの充実」は、町の重要な交通結節拠点であるＪＲ向洋駅へのつばきバスの接続について、広島市東部地区連続立体交差事業や向洋駅周辺土地地区画整理事業等の進捗状況を踏まえながら、運行事業者と協議を行い、早期実現を図りたいと考えています。

続いて、施策３、「高齢者の外出機会の確保」については、高齢ドライバーによる重大事故が社会問題化するなどの背景から、高齢者が自家用車を使用しなくても、活動的に外出できるような利用環境を整える施策です。高齢者の外出に限定したものではありませんが、令和４年１０月につばきバス３０日間の乗り放題パスを導入することで、おでかけしやすい仕組みづくりを行っており、導入以降、利用は増加傾向にございます。

続けて、本計画の目標２、「まちの賑わいと活力を促す地域公共交通」への取組として、施策の４、「向洋駅周辺の交通結節機能の強化」は、先ほどの施策２とも関連いたしますが、向洋駅や駅周辺のユニバーサルデザイン化を推進するなど、交通結節機能の強化を図ってまいります。

また、施策の５、「バスの定時性の改善」は、つばきバスとうぐいす号の発着点であるイオンモール広島府中周辺の道路では交通渋滞が頻発し、バスの定時性に大きな影響を及ぼしているため、その改善に向けて、行政と地元企業、交通事業者と連携した公共交通施策を検討するものです。今年度からイオンモール広島府中が府中町公共

交通協議会の委員に参画するなど、交通渋滞緩和やまちのにぎわいの創出に向けた施策検討を進めてまいります。

続いて、施策６、「バス路線の維持・強化に向けた利用促進」についてですが、令和６年度末で廃止された乗車券サービス、パスピーの代替システムとして、つばきバスではモビリーデイズを導入しております。このシステムは、パスピーと比較して柔軟な料金設定を行えることがメリットの一つであり、同システムを活用した割引施策に関して、事業者と検討を進めております。

本計画の目標の３つ目、「みんなで支え、未来につなぐ地域公共交通」では、施策７の「地域公共交通に係る情報発信の改善」として、事業者とともに、利用者に「分かりやすく使いやすい」地域公共交通を目指してまいります。

また、施策８、「バス停等の利用環境向上」においては、つばきバスのバスシェルの設置を計画的に進めております。また、うぐいす号は事業者と協議の上、狭い地域に合った小型化とＵＤタクシーなど、乗り降りがしやすいタクシーを導入しております。

施策の９、「モビリティ・マネジメントの推進」では、地域公共交通に興味や親しみをってもらうために、小学生を対象に、バスの乗車体験や乗り方教室を事業者とともに実施いたしました。

最後、施策の１０、「つばきバス運行基盤の安定化」といたしましては、つばきバスの利用者数は令和６年度が１２万５，０７０人で、令和３年度以降、毎年微増となっておりますが、コロナ禍前の令和元年と比較いたしますと、約７割で推移しております。年間約５，０００万円を税で負担し、運行している状況です。また、その運行経費は、近年の人件費や燃料などの価格上昇の影響により、増加しております。

公共交通全体としても、少子高齢化や人口減少が進む中、運転手の不足や高齢化、生活様式の変化による利用者の減少など、大きな課題に直面しております。

その中で、つばきバス等、地域公共交通の安定した運行を継続していくためにも、本計画の施策について、府中町公共交通協議会の場において議論を行い、推し進めることで、誰もが「おでかけ」しやすい地域公共交通ネットワークを構築してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ２回目の質問はございますか。

18番、金澤議員。

○18番（金澤映理子君） 18番、金澤です。非常に分かりやすく丁寧な御答弁、ありがとうございました。

以前、府中町公共交通協議会ヘルート延伸で要望を出させていただいたときにも、冬の寒空の中、職員の方と、また広電バスの運転手さんと一緒に現地に赴いてくださっていろいろ検討していただいたことで、本当に机上で判断されていないということがよく分かり、感謝しております。

府中町では、広島電鉄や芸陽バス、広島バスの路線バスが運行されており、そのバス路線を補完する目的でつばきバスやうぐいす号を町が導入し、運行されています。特につばきバスは、平成15年の運行開始以来、昨今のバスの運転手不足などの公共交通を取り巻く厳しい状況の中、便数などのサービスを維持しておられます。

一方で、つばきバスは、団地の地形や道路の狭さから坂の上まで上がれないという問題、デマンドタクシーについては、運行が桜ヶ丘、清水ヶ丘地域に限られており、過去の一般質問では、現時点で他の地域への運行は難しいと答弁されておられます。

現在のつばきバスやうぐいす号による地域公共交通では、十分に網羅されていないという声もいただいております。特に、バス停まで行けない、運行本数が限られているといった課題があると思っています。

府中町地域公共交通計画に定める施策の中で、つばきバスについて、向洋駅への経由を検討していると先ほど答弁いただきました。そこで、向洋駅以外へのルート変更、特に、高台団地へのつばきバスのルートの延伸について検討されているか。また、団地住民への聞き取りやアンケート調査など、移動に関するニーズ調査はされているかを伺います。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

都市整備課長。

○都市整備課長（高橋 幹君） 都市整備課長です。18番、金澤議員からの2回目の御質問、高台団地へのつばきバスのルートの延伸及び高台団地へのニーズ調査の状況について答弁いたします。

バスをはじめとした公共交通を取り巻く状況は、全国的に非常に厳しい状況にあります。少子高齢化の進展により利用者数は減少しており、また、新型コロナウイルスの影響により、路線バスの利用者数の1割が失われてしまったとも言われています。

利用者数の減少とともに、昨今の燃料費や人件費の急激な上昇によりまして、公共交通事業者の経営状況は非常に厳しくなっており、また、運転手不足も重なった結果、バスの減便や運賃の値上げといった現象が全国各地で起こっています。

そういった公共交通事業者の経営状況の悪化や今後の人口減少を鑑みて、各自治体で既存の公共交通の再編を迫られているところでございます。

一方、府中町では、議員御指摘のとおり、路線バスが3社ほど町内に乗り入れており、また、鉄道の駅も周辺に3駅あるなど、公共交通による利便性はよく、町が実施したアンケート調査のほか、民間が行った調査においても高い評価をいただいております。

また、それらの路線バスや鉄道を補完する目的で、府中町では、町内を周遊するつばきバスを平成15年度に導入いたしました。その後、令和3年度には、つばきバスのさらなる利便性の向上に向けて、つばきバスで最も利用者数の多いイオンモール広島府中周辺へのアクセスを向上させるルートについて、府中町公共交通協議会の場で協議するなど、1年間の試験運行を実施した上で変更を行いました。

それでは、1つ目の質問、つばきバスの高台団地へのルート延伸について答弁いたします。

つばきバスは現在、1周に約1時間20分を要しております。つばきバスのルート延伸については、所要時間が増加し、ルート全体としてはサービス水準の低下を招くことから、個別の地域の需要を満たすことを目的としたルートの延伸は難しいと考えております。

また、ルート変更により、既存の路線バスやタクシーの利用者数に影響を及ぼす可能性があり、結果的に、地域公共交通全体のサービス水準の低下を招くおそれがあります。そういった既存の公共交通への影響を考慮すると、ルート延伸は慎重に考える必要があります。

2つ目の質問、高台団地への住民へのニーズ調査の実施状況について答弁いたします。

議員御指摘の高台団地といった細かい地域単位でのニーズ調査は実施しておりません。しかしながら、府中町第5次総合計画の策定に際して、15歳以上の無作為抽出した2,000人を対象としたアンケート調査を実施しており、暮らしやすさ、公共交通機関の利用の満足度などについて調査しておりますが、アンケートでは、居住す

る小学校区区域を伺っているため、その区域ごとの状況は把握できております。

また、現計画の府中町地域公共交通計画の前身に当たります府中町地域公共交通網形成計画の策定に際しては、町内に在住する１６歳以上の無作為抽出者４，０００人を対象にアンケート調査を実施しており、地域公共交通の満足度や外出の不便を感じる頻度に加えまして、年齢や居住地域といった個人属性も伺っているため、年齢別や居住地域別での満足度の違いなどを集計しております。

集計により、桜ヶ丘、清水ヶ丘、水分などといった標高が全体的に高い、または高い箇所が存在する地域においては、公共交通に対する満足度がとりわけ低いという結果が得られており、高台の地域における公共交通へのニーズは、一定程度把握できていると考えています。

以上のことから、議員御指摘の高台団地へのつばきバスのルート延伸については、地域公共交通を取り巻く社会情勢の変化や都市基盤の整備に伴い、全体的な見直しを要することとなれば、高台団地を含めた再編について、府中町地域公共交通協議会の場で議論、協議したいと考えています。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） ３回目の質問はございますか。

１８番、金澤議員。

○１８番（金澤映理子君） １８番、金澤です。御答弁ありがとうございました。

高台団地へのアクセスについて、町の考えが理解できました。現時点では難しいという答弁でしたが、最後に要望をさせていただきたいと思います。

府中町は利便性がよく、暮らしやすいと言われますが、公共施設、医療機関、商業施設や教育施設などは、ほとんどが低地部にあります。町内には高台に位置する団地が幾つもあり、これらの団地では高齢化が進み、一人暮らしの方も多くなっています。誰もが、そして、地域に格差なく「おでかけ」しやすいまちの実現には、この高台団地の公共交通環境を整備することが必要であると思います。

また、このような地理的に不利な地域の交通環境が整えば、高齢者の方だけでなく子育て世代の方も住みやすくなり、次世代へ継承していくことで、空き家問題への対策にもつながると思います。

近隣の海田町や坂町では、９人乗りのマイクロバスによるコミュニティバスの運行が行われている地域があります。小型のマイクロバスは狭い道路でも対応でき、数名

の利用でも効率よく運行できます。また、普通二種免許で運行できるということで、運転手の確保もできやすいと思います。

もちろん、財政面での課題や民間事業者とのすみ分けなど課題もあると思いますが、今後、高台団地への公共交通の必要性は増してくると思いますので、既存のつばきバスの延伸にとどまらず、デマンドタクシーの導入やつばきバスの小型化など、ぜひ高台団地への公共交通導入の御検討を強く要望して、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第2項、誰もが「おでかけ」しやすい公共交通の環境整備について、18番、金澤議員の質問を終わります。

ここで、少し早いですが昼休憩といたします。再開は13時からといたします。

（休憩 午前11時44分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 続いて、建設消防関係、第3項、私道の町道編入及び管理について、17番、狩野議員の質問を行います。

17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野でございます。よろしくお願いいたします。

通告に従い、私道の町道編入及び管理についての質問を行います。まず、言葉だけだとちょっと分かりにくいので補足ですが、ここで言う私道とは、私道のことでございます。

それでは、質問に移ります。

昨年12月の定例会での一般質問で、府中町の道路行政についての質問を行いました。具体的には、府中町内の町道、県道における道路管理についてお聞きしております。

質問の背景は、私のほうに住民の方からお寄せいただく声で、道路に関する改善・改修の要望が多いということから、町が管理する町道及び県道の管理について質問を行ったのですが、寄せられる声の中には、私道が関係している話もございます。住民の方からの要望といたしますか、困り事の声聞いて私なりにいろいろと調べていく中

で、府中町の現状把握及び考えを確認すべき問題も出てきたことから、今回は、私道の町道編入について、そして、私道の管理についての質問を行うことにしました。

私道とは、個人または団体が所有している土地を道路として使用している区域を示すものです。当然、私道であることから、道路の管理は土地の所有者が行うことになり、個人所有者や共有所有者の方々が行うことになります。府中町での存在の有無は分かりませんが、通常、多くの人や車両が通行する私道であれば、わだちも発生しやすく、修繕が必要となるなど、管理する上で、経済的な負担も大きなものとなってくると思われます。

道路の管理の手間や経済的な負担のことも考慮して、私道から町道への変更を望んでいる方もおられるのではないかと推察いたします。私道から町道への変更を望んだとしても、町道としての認定要件があり、その要件を満たせないため、町道への変更ができないという状況が出てきます。

町道への要件として、4メートルの幅員や私道の出入口の両側が公道に面する必要や、行き止まりの道の場合は、車の回転場所が必要などの要件が必要となります。当然、町が管理を行うということは、公的なお金が投入されるものであり、公共のものとして活用される必要があることから、厳しい要件になっているものと思われます。

以上を踏まえ、4点質問を行います。

まず、1点目ですが、実際に私道でありながら、一般の人の通行や、車両が通行して公道的な役割をしている道路は町内に何か所あるのか、把握されていれば教えてください。

2点目として、府中町で私道を町道にしたいという相談は、年間どのくらいの件数があるのでしょうか。

3点目は、私道においても下水道の設置は府中町が行っていますが、ほかに、私道であっても府中町が行う工事はどのようなものがあるのでしょうか。

4点目として、町道への編入要件は道路法などを基に各自治体により決められており、各自治体で少しずつ内容が違っているという現状があります。町として、条件の緩和についての検討実施の可能性の有無を含めて、府中町としての私道の管理についての考えをお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（磯亀 智君） 建設部長です。17番、狩野議員からの一般質問、私道の町道編入及び管理について答弁いたします。

私道は、議員御指摘のとおり、個人または団体が所有する土地の一部を道路として使用している区域で、基本的に、その管理は土地の所有者が行い、土地の所有者の許可を得なければ通行することができないものです。私道としましては、敷地のような形態のものから、通り抜けが可能な道まで幅広くありますが、原則として、その土地の所有者が管理するものと考えます。

一方、町が維持管理をしている町道は、町長が路線認定をした道路ですが、路線を認定しようとする場合、あらかじめ町議会の議決を経なければなりません。

議員御指摘の私道の町道への編入については、現在、常時一般交通の用に供されている道路で、有効幅員が4メートル以上であること、町道と県道の相互間を結ぶ道路または町道もしくは県道と里道を結ぶ道路であり、行き止まりの道路でないこと、関係する土地所有者等の全員が寄附を承諾していることなど、必要な基準を設けています。

それでは、1つ目の御質問、「実際に私道でありながら、一般の人の通行や車が通行して公道的な役割をしている道路は町内に何か所あるのか」についてですが、一般の人や車の通行を許可されているかどうかを含め、町道と町道または町道と県道を結ぶ道路形態をしている私有地の箇所数は町では把握しておりませんが、公道的な役割をしている私道で、幅員等構造について編入基準を満たしている路線があることは確認しています。

しかしながら、当該区域は建築基準法上の敷地面積の一部となっており、私道部分を町に寄附することができない状況となっております。

2つ目の御質問、「府中町で私道を町道にしたいという相談は年間どのくらいの件数があるか」についてですが、過去3か年では、令和6年度に1件の相談がございました。

3つ目の御質問、「私道においても下水道の設置は町が行っているが、ほかに私道であっても町が行う工事はどのようなものがあるのか」についてですが、私道の下水道については、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を目的として、下水道の普及促進を図るため、議員御指摘のとおり、私道関係者の同意により町が污水管の整備を

行い、公共下水道施設の管理を行っていますが、公共下水道のほかに、町が私道に関する工事は行っておりません。

4つ目の御質問、「町道への編入要件の緩和についての検討実施の可能性の有無を含めて、町としての私道の管理についての考え方」ですが、私道の町道への編入基準については令和2年度に改正しており、主な内容につきましては、縦断勾配についての基準等を緩和したものとなっております。

今後の編入基準の緩和についての検討実施についてですが、現在の編入基準は、有効幅員や道路構造、所有権等についての基準の基本的な部分については近隣市町と共通しておりますが、自治体により異なる部分もございます。

今後は、近隣市町の動向を見ながら、編入基準の内容について調査・研究してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問ございますか。

17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。答弁ありがとうございました。

公道的な役割をして町道編入条件を満たしている私道でも、様々な理由から、全てが町道へ編入されるのではないことを改めて認識することができました。

町道への編入基準の緩和もこれまで実施されているとのことですが、引き続き、編入基準の緩和に向けての検討をしていただくことをお願いいたします。

それでは、2回目の質問を行います。

1回目の答弁からも、なかなか町道への編入は、様々な理由から簡単には行えないということから、私道として管理を行っていくことが必要となることが分かりました。公道的に使われている私道では、わだちの補修など、道路整備を行うにも大きな経済的な負担がかかることになります。

調べてみますと、私道を整備するための整備事業補助制度を設けている自治体が幾つもございます。広島県では、広島市や海田町、三原市、庄原市などに整備事業補助制度があります。私道の整備事業補助制度では、各自治体とも、一定の要件を満たす私道について、整備に係る費用の一部を補助すると書かれております。

府中町にはこの制度がありませんが、なぜこのような制度が設定されていないのかというところで、以下の質問をさせていただきます。

質問としましては、生活環境の向上、安全の確保という面からも私道の整備が必要となり、このような補助制度もあってもよいのではないかと考えますが、府中町として、私道における整備事業補助制度について、どのような考えを持たれているのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

維持管理課長兼職次長。

○建設部次長兼維持管理課長（谷口洋二君） 17番、狩野議員の2回目の質問に答弁します。

議員御指摘のとおり、当町においては私道整備の補助は行っておりませんが、県内複数の自治体では、生活環境の向上と交通安全の確保を図ることを目的として、一定の要件を満たす私道について、舗装や排水施設などの整備に係る費用の一部を補助しています。

なお、各自治体で補助対象となる私道や工事の内容、補助金の額などは異なりますが、補助要件でおおむね共通しているのは、建設工事完了後5年以上、一般交通の用に供していることが挙げられます。また、補助金の額は、工事費の50%としている自治体が多いようです。

私道の整備については、関係している土地所有者等、全員の同意が必要となるため、町道編入と同様に難しいと思われませんが、町といたしましても、生活環境の向上と交通安全の確保の面から、制度について調査・研究してまいりたいと考えます。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問ございますか。

17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。ありがとうございました。

3回目は、ちょっと要望ということで発言をさせていただきます。

今回、質問をさせていただいて、私道の町道への編入については、様々な課題も存在していることが改めて分かりました。要件緩和を含めて、少しでも町道への編入がしやすくなるような制度となるように、調査・研究をお願いいたします。

私道の整備事業補助制度については、近隣自治体も導入していることから、府中町も導入するべきと考えております。答弁にもございましたが、他の自治体の私道の整備事業補助制度を見ますと、補助金が交付されるには、多くの条件を満足させる必要

があり、交付が非常に困難であると思われます。しかし、まずは制度自体が制定されていないのが一番の問題であると捉えております。

先ほども申し上げましたように、住民の生活環境の向上、安全の確保という面からも私道の整備も必要と考えており、少しでも使いやすい制度の導入に向けて、ぜひとも検討をしていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第3項、私道の町道編入及び管理について、17番、狩野議員の質問を終わります。

続いて、建設消防関係、第4項、消防本部における訓練体制と設備について、3番、安部議員の質問を行います。

3番、安部議員。

○3番（安部智恵美君） 3番、安部智恵美でございます。消防本部における訓練体制と設備について。

まず初めに、私自身の体験談を少しお話しさせてください。今から4年前、2021年4月20日、裏のお宅から出火して、とても怖い思いをしました。ワンコ4匹と猫1匹をキャリーバッグに入れて避難せんといけん。ところが、足が震えて立てなかった。そんな中、迅速かつ的確な消防士さんのおかげで助かりました。火災保険の証明手続の際も、とても丁寧に対応してくださいました。私は一生忘れることない経験をしました。消防士さんにとっても感謝しています。

各地で暑い日が続き、地域によっては体温と同じか、それ以上の気温が続いています。体温超えの暑さにより、臓器へのダメージも起き得ることです。そのため、消防士さんは暑熱順化トレーニングということをされていると聞いております。

消防職員は、町民を火災や事故、災害などから守る役割を担っており、その勤務は激務で、危険が身近にある仕事であると思います。そのため、安全かつ円滑にその業務を行うには日々の訓練が欠かせませんが、町の消防本部は手狭で、ほかの消防本部と比べても、設備的にも不十分なのではないかと懸念しています。

直近でも、運転技術に起因すると思われる事故が複数発生しており、訓練体制や設備に課題があるのであれば、早急に改善すべきと思います。

そこで、以下について伺います。

1、訓練体制について、車両の安全運行をはじめ、どのような研修プログラムを実

施していますか。

2、訓練設備について、職員の訓練ニーズを十分に満たしていると考えていますか。もし不足しているのであれば、現状どのように補完し、また、今後の設備の拡充、改修に向けた考えはありますか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

消防長。

○消防長（新宅和彦君） 消防長です。安部議員からの1点目の御質問、「訓練体制の研修プログラム」について答弁させていただきます。

まず、訓練内容です。年度初めに「年間執行務計画」を策定し、基本的な基礎訓練や研修、機械器具点検は実施する曜日と時間帯を定め、年間執行務計画に基づき実施しています。また、平日夕方17時15分からの訓練時間帯に、器具取扱い訓練や救助訓練を行っています。

そのほかの訓練は、救助隊研修を年5回実施しています。訓練内容は、火災救助や車両救助、特殊災害対応訓練等を行っています。

さらに、より実践的な訓練を行うため、年度初めに広島県消防学校の実践的訓練施設を活用した火災防御訓練の実施、11月頃、消防団と合同で火災防御訓練による住宅火災や林野火災を想定した訓練、全国消防救助技術指導会出場に向けた救助技術訓練、水分峡や呉娑々宇林道などの林野部での訓練や、他の消防本部と合同訓練を実施しています。

次に、車両安全運行に関わる実習について説明します。

消防車両の運行は、消防機器の操作と車両運転を行う「機関員」と呼ばれる職員を配置しています。この機関員の養成に係る実習は、個人差は若干ありますが、おおむね1か月間を想定して実施しています。その中で、車両の運行は、府中町内の幹線道路等の広い道路から、回数を重ね、徐々に狭い道路を通行させています。車両ごとに通行できる町内の道路は事前に調査を行い把握し、熟練度に合わせて通行できるように実習しています。

緊急走行時は、一般車両における道路交通法と違い、緊急車両のみに認められたルールがあります。それだけに危険も伴いますが、細心の注意力をもって運行し、機関員だけでなく、搭乗者全員で十分な安全確認を行い、安全運行を図ることとしております。

次に、訓練施設です。令和３年度に第二分団詰所が建築され、その詰所に放水訓練ができる訓練施設を附帯させていることから、消防署・消防団ともに定期的に活用し、訓練を行っているところです。しかしながら、放水以外の訓練は行えないこと、平日の昼間は救急などの災害出動も多く、かつ通常の本部事務（事務処理業務）が多いこと、さらに、消防職員が第二分団詰所で訓練を行う場合、通常の災害出動が想定される消防車両を全て詰所へ持っていかないと、実際に火災や救助・救急事案が発生した場合、出動の遅延につながることから、頻繁には活用できていないのが実情です。

訓練環境の充実は、消防庁舎に訓練施設を隣接で整備することが望ましいと思います。

今後の施設設備の拡充や改修についてですが、現在の消防庁舎周辺には訓練施設を新たに建築する敷地はありません。当面の間、創意工夫して対応したいと思います。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ２回目の質問はございますか。

３番、安部議員。

○３番（安部智恵美君） 答弁ありがとうございます。現状の設備の中で努力されている点が理解できました。

２回目の質問は訓練体制、設備の中でも、女性職員への配慮について伺います。

町の消防本部でも女性職員が採用されていますが、より一層女性が活躍できるような環境整備が求められています。女性職員がより一層活躍できるよう、訓練体制、設備について、現状、どのように配慮されているのか伺います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

警防課長。

○警防課長（瀬戸 剛君） 警防課長です。女性が活躍できるための訓練体制、設備について答弁いたします。

まず、訓練体制です。基本的には性別に関わりなく実施しておりますが、一般的に男性と女性では筋力や体力に差がありますので、３０キロを超える重量物を持ち上げたり搬送する際には、複数の隊員でサポートする体制を構築しています。また、女性が禁止されている活動として、毒劇物に対する特殊災害への対応については、母性保護の観点から禁止しております。

次に、女性職員の生活環境に係る施設の現状を御説明いたします。

現在は2名の女性職員が在籍しておりますが、女性仮眠室に2名が仮眠できる2段ベッドを配置するとともに、トイレ付ユニットバスを整備しているため、特段の大きな問題はありません。しかしながら、今後、女性職員が増員された場合には、女性仮眠室は手狭となり、生活環境が制限されることとなります。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問ございますか。

3番、安部議員。

○3番（安部智恵美君） 答弁ありがとうございます。国においても、令和8年度当初までに女性消防職員の割合を5%まで引き上げるとの目標を掲げ、消防本部における女性のさらなる活躍に向けた取組を推進しています。

町の消防本部は規模が小さいため、設備面も含めて厳しい部分もあるかと思いますが、消防長を筆頭に、女性職員がより一層活躍できるよう努力していただくことを要望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第4項、消防本部における訓練体制と設備について、3番、安部議員の質問を終わります。

よって、日程第2、一般質問を終わります。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第3、議員提出第2号議案、地方財政の充実・強化に関する意見書を議題に供します。

提案者の説明を求めます。

4番、森本議員。

○4番（森本将文君） 4番、森本です。よろしくお願いいたします。

議員提出第2号議案。

令和7年6月24日。

府中町議会議長 力山彰様。

提出者 府中町議会議員 森本将文。

地方財政の充実・強化に関する意見書について。

府中町議会会議規則第12条の規定により、提出します。

以下、読み上げて提案させていただきます。

地方財政の充実・強化に関する意見書。

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。

加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要、また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026年度政府予算、また地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調にも対応する人件費の確保を求めた地方財政を実現するよう、以下の11項目を求めます。

1、社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準に留まらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。

2、とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

3、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4、政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

5番、「地方財政推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需

要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置づけること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後、採用しないこと。

6番、会計年度任用職員においては、2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

7番、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については、依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。

8番、自治体業務システムの標準化、共通化に向けては、その移行に係る経費はもとより、移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証の一体化など、自治体DXに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

9番、地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実を図ること。

10番、隣接する自治体と地域手当について格差が生じている場合は、人材確保など行政運営に影響を及ぼさないよう、速やかに級地区分の設定の見直しを行うこと。

11番、自治体の行う業務において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年6月24日。

広島県安芸郡府中町議会。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 以上で、提案説明を終わります。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) なければ、質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) なければ、討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員は18名で、採決に加わる者17名でございます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(力山 彰君) 全会一致でございます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第4、議員提出第3号議案、刑事訴訟法の再審手続規定(再審法)の改定を求める意見書を議題に供します。

提案者の説明を求めます。

7番、木田議員。

○7番(木田圭司君) 7番、木田です。よろしくお願いします。

議員提出第3号議案。

令和7年6月24日。

府中町議会議長 力山彰様。

提出者 府中町議会議員 木田圭司。

刑事訴訟法の再審手続規定(再審法)の改正を求める意見書について、府中町議会議規則第12条の規定により提出いたします。

以下、読み上げて提案いたします。

刑事訴訟法の再審手続規定(再審法)の改正を求める意見書。

再審は、誤って有罪とされた冤罪被害者を救済することを目的とした制度であるが、その手続を定めた刑事訴訟法には、再審請求手続などに関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保

されず、公平性も損なわれているとの指摘もあります。

中でも、再審請求手続において証拠開示規定が存在しないこと、再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより審理が極めて長期化していることが重要な課題となっていることから、冤罪被害者を迅速に救済するため、再審法を速やかに改正する必要がある。

よって、以下の事項について、措置を講じられるよう強く要望する。

１、再審請求手続において、捜査機関が保管する全ての証拠を開示すること。

２、再審開始決定に対する検察官の不服申立てに制限を加えること。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和７年６月２４日。

広島県安芸郡府中町議会。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） 以上で、提案説明を終わります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、質疑を終わります。

討論ございますか。

１５番、田中議員。

○１５番（田中伸武君） 賛成。

○議長（力山 彰君） 賛成討論。

反対討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） では、お願いします。

○１５番（田中伸武君） 田中伸武です。賛成討論です。

地方議会の意見書で、刑事訴訟法についての意見書というのは結構珍しいんだと思うんですけども、今回のこの中身というのは、再審請求手続の中での改善を求めるものです。

これは言うまでもなく、例の去年、死刑から五十数年ぶりに無実、無罪を勝ち取った袴田さんのその裁判、この反省に基づくいろんな声、あるいは日弁連などの意見、そういうものに基づく意見書でありますけれども、私は当然だと思うわけです。冤罪

を防ぐためには、最低限のこの証拠開示、あるいは検察官の不服申立てに制限を加えると。これによって、最低限、再審への道をきちっと開いて、無実の人を救えるというものだろうと思って賛成するわけであります。

やっぱりこの人権問題、特に刑事訴訟に関わる人権問題というのは、やはり日本の刑事訴訟制度はまだ遅れとるところが結構ありまして、国連の人権委員会の勧告なんかも受けたりしとるわけですがけれども、死刑の廃止、あるいはその人質司法の問題も含めて問題がある中で、この最低限のこの項目だけは人権の問題としてぜひ是正するように、人間として私は思うわけであります。

もう一つ言えば、この運動に日本プロボクシング協会がすごく積極的に長年にわたって検討したわけで、これにも敬意を表するわけで、今回、この我が町議会にこの意見書を出そうという議員もその関係ということで、その連帯感と運動の粘り強さにも私は敬意を表したいと思います。

以上の点で賛成したいと思います。ありがとうございます。

○議長（力山 彰君） ほかに討論の方はおられますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員は１８名で、採決に加わる者１７名でございます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（力山 彰君） 全会一致でございます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 以上で、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで町長が御挨拶したいと申し出ておられます。

許可します。

町長。

○町長（寺尾光司君） ６月定例会閉会に当たりまして、一言、お礼と御挨拶を申し上げ

げます。

本定例会は20日から本日までの5日間にわたり、報告が5件、議案が16件、計21件の議題につきまして、皆さん方には熱心な御審議をいただき、全てを承認・可決いただきました。改めて感謝し、お礼を申し上げます。

特に、救急体制強化などを図るための消防職員の定数増や、あと、地域住民の声に素早く対応したということで、向洋駅南口の駐輪場整備は町内部で立案しました独自施策でもあり、また、本定例会の重点施策でもありましたので、お認めいただき本当にありがとうございました。

議案審議や一般質問において、皆様方から様々な御意見を伺いました。施策として展開できるかも含めて検討するとともに、今後の行政運営に生かしてまいりたいと思っております。

本定例会は、新年度、令和7年度に入りまして、初めての定例会でございました。4月には新たに桑原副町長を迎え、そして、管理職員の異動もありまして、組織体制が新たになっております。私自身も、町長へ就任してから1年が過ぎております。議員の皆さん方とは、引き続き情報交換・意思疎通に努めながら、しっかりとまちづくりを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、7月9日には、第5次総合計画に関する議員全員協議会をお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

また、今年の夏は被爆80年の夏でもあります。被爆の実相や戦争の記憶を次世代へ継承していくため、町としても様々な取組を行います。例年の8月6日の慰霊式、平和祈念式のほか、現在取りまとめを行っているんですけど、平和標語のコンクール、それと、7月6日からは府中町ゆかりの原爆資料展、そして、8月2日には、府中公民館で広島交響楽団の方を招いての追悼コンサートなどを行う予定としております。別途、議員の皆様方にも御案内を申し上げますので、御出席方よろしくお願いいたします。

さて、今年の梅雨は早く明けるのではないかととも言われておりますが、それでも、大雨に対する備えは怠らず、対応してまいりたいと思っております。また、今年の夏も猛暑が待っているようでございます。議員の皆様方におかれましては、どうか健康に留意いただき、御活躍されることを祈念するとともに、引き続き、町政の運営に御理解・御協力を賜りますことをお願い申し上げて、閉会の御挨拶とさせていただきます。

す。どうもありがとうございました。

○議長（力山 彰君） これをもちまして、令和7年第2回府中町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。閉会。

（閉会 午後 1時46分）